

育成就労制度の概要

育成就労制度を動画で対象者別に
分かりやすく解説しています。

入管庁ホームページ動画ライブラリー



[https://www.moj.go.jp/isa/publications/
publications/nyuukokukanri01_00182.html](https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html)

(令和8年7月改訂)

令和 6 年 6 月 2 1 日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布されました。

それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を発展的に解消し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されました（育成就労制度は令和 9 年 4 月 1 日から運用開始します。）。

育成就労制度の 目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での 3 年間の就労を通じて**特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

（※）特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、学識経験者や労使団体等から構成される有識者会議において意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

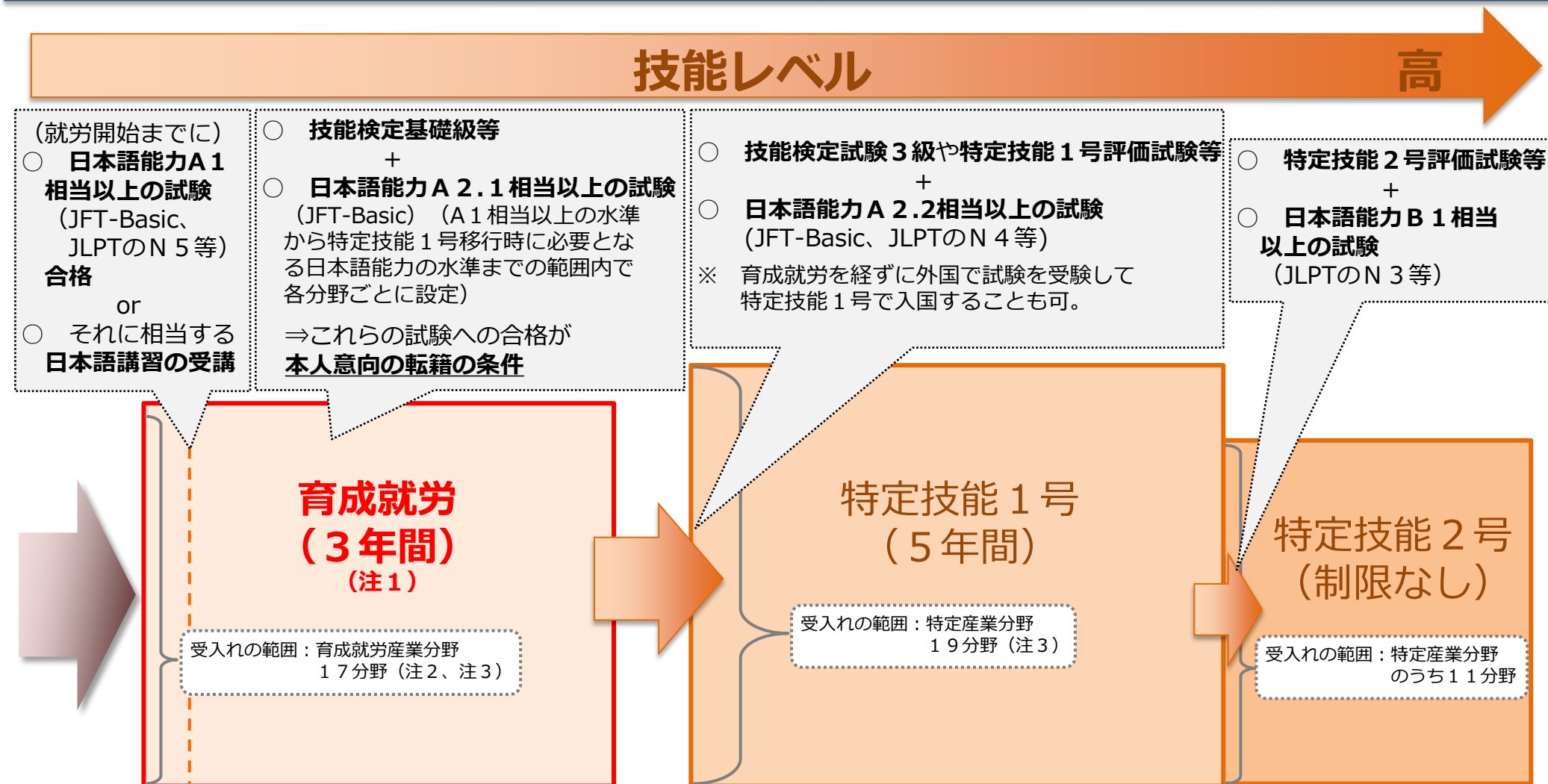
育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする（育成就労計画には育成就労の期間（3 年以内）、目標（技能、日本語能力）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）。

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の 取組

- ・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や送出機関に支払う費用が不当に高額にならない仕組みの導入など、送出しの適正性を確保する。
- ・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。
- ・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入環境整備を促進する。



(注 1) 特定技能 1 号の試験不合格となった者には再受験のための最長 1 年の在留継続を認める。

(注 2) 育成就労の受入れ対象分野は特定技能の受入れ対象分野と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

(注 3) 令和 8 年 7 月時点で、特定技能産業分野 19 分野のうち育成就労産業分野として設定がない分野は、自動車運送業分野、航空分野のみ。

(注 4) JFT-Basicは「国際交流基金日本語基礎テスト」、JLPTは「日本語能力試験」の略称。

特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（1 / 2）

	特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等										業務区分
		1年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能1号		特定技能2号		
		技能水準	日本語能力水準	制限 期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	
厚 労 省	介護	育成就労評価試験 (初級)	A2.2相当以上及び 日本語学習プラン (B1相当以上の場合 は不要)	2年	A2.2相当以上	育成就労評価試験 (専門級)	A2.2相当以上及び 介護特定技能評価 試験 (日本語)	介護特定技能評価 試験 (技能) 等	A2.2相当以上及び介 護特定技能評価試験 (日本語)			・ 介護 【1業務区分】
	ビルクリーニング		A1相当以上	1年	特定技能1号評価 試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価 試験	特定技能2号評価試 験又は技能検定 (1 級)	B1相当以上			・ ビルクリーニング 【1業務区分】
	リネンサプライ											・ リネンサプライ 【1業務区分】
経 産 省	工業製品製造業	育成就労評価試験 (初級) 又は技能 検定 (基礎級)	A1相当以上	A2.1相当以上	育成就労評価試験 (専門級)、技能 検定 (3級) 又は 特定技能1号評価 試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価 試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試験 及びビジネスキャリ ア 検定3級 (生産管理プ ランニング又は生産管 理オペレーション) 又 は技能検定 (1級)	B1相当以上	・ 機械金属加工 ・ 電気電子機器組立て ・ 金属表面処理 ・ 紙器・段ボール箱製造 ・ コンクリート製品製造 ・ RPF製造 ・ 陶磁器製品製造 ・ 印刷・製本 ・ 紡織製品製造 ・ 縫製 ・ 電線・ケーブル製造 ・ プレハブ住宅製品製造 ・ 家具製造 ・ 定形・不定形耐火物製造 ・ 生コンクリート製造 ・ ゴム製品製造 ・ かばん製造 【17業務区分】	
国 交 省	建設				育成就労評価試験 (専門級) 又は技 能検定 (3級)				特定技能1号評価 試験又は技能検定 (3級)		特定技能2号評価試 験又は技能検定 (1 級)	・ 土木 ・ 建築 ・ ライフライン・設備 【3業務区分】
	造船・船用工業				育成就労評価試験 (初級)				A1相当以上		A2.1相当以上	特定技能1号評価 試験 (専門級)
	自動車整備	特定技能2号評価試験、2級の 自動車整備士の技能検定 (自動 車整備の業務区分の場合) 又は 自動車車体・電子制御装置整備 士の技能検定 (車体整備の業務 区分の場合)	・ 自動車整備 ・ 車体整備 【2業務区分】									
	航空							特定技能2号評価試 験又は航空従事者技 能証明書	・ 空港グランドハンドリング ・ 航空機整備 【2業務区分】			
	宿泊	育成就労評価試験 (初級)	A1相当以上	1年	A2.1相当以上	特定技能1号評価 試験	A2.2相当以上	特定技能2号評価試 験	・ 宿泊 【1業務区			
	自動車運送業							特定技能1号評価試験 及び第一種運転免許 (トラック) ・ 第二種 運転免許 (バス・タク シー)	A2.2相当以上 (トラック) B1以上 (バス・タクシー) ※乗合バス・タクシーは、日本 語サポーター同乗の場合、 A2.2 相当で可。(離島・半島 の乗合バスは、一定要件下で日 本語サポーター不要)			・ トラック運転者 ・ バス運転者 ・ タクシー運転者 【3業務区分】
鉄道	育成就労評価試験 (初級)	A1相当以上 ※運輸係員は A2.2相当以上	1年	A2.1相当以上 ※運輸係員は A2.2相当以上	特定技能1号評価試 験又は育成就労評価 試験 (専門級)	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1 相当以上	特定技能1号評価 試験又は技能検定 (3級)	A2.2相当以上 ※運輸係員はB1相 当以上			・ 軌道整備 ・ 電気設備整備 ・ 車両整備 ・ 車両製造 ・ 運輸係員 ・ 駅・車両清掃 【6業務区分】	
物流倉庫		A1相当以上		A2.1相当以上	特定技能1号評価 試験	A2.2相当以上	特定技能1号評価 試験	A2.2相当以上			・ 物流倉庫 【1業務区分】	

特定技能制度・育成就労制度の人材基準及び業務区分（2 / 2）

	特定産業分野 育成就労産業分野	人材基準等										業務区分
		1 年経過時		本人意向による転籍		育成終了時		特定技能 1 号		特定技能 2 号		
		技能水準	日本語能力水準	制限 期間	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	技能水準	日本語能力水準	
農 水 省	農業	育成就労評価試験（初級）	A1相当以上	1 年	A2.1相当以上	育成就労評価試験（専門級）	A2.2相当以上	特定技能 1 号評価試験	A2.2相当以上	特定技能 2 号評価試験	B1相当以上	・耕種農業 ・畜産農業 【2 業務区分】
	漁業					特定技能 1 号評価試験						・漁業 ・養殖業 【2 業務区分】
	飲食料品製造業	育成就労評価試験（初級）又は技能検定（基礎級）		2 年		育成就労評価試験（専門級）、技能検定（3 級）又は特定技能 1 号評価試験						・飲食料品製造業 ・水産加工業 【2 業務区分】
	外食業	育成就労評価試験（初級）				育成就労評価試験（専門級）又は特定技能 1 号評価試験						・外食業 【1 業務区分】
	林業	技能検定（基礎級）		1 年		技能検定（3 級）		特定技能 1 号評価試験又は技能検定（3級）		/		・林業 【1 業務区分】
	木材産業	育成就労評価試験（初級）				特定技能 1 号評価試験		特定技能 1 号評価試験				・木材産業 【1 業務区分】
環 境 省	資源循環	育成就労評価試験（初級）		2 年								特定技能 1 号評価試験

※青字は、新たに特定産業分野及び育成就労産業分野に追加されたもの（令和8年1月23日閣議決定）。新規分野の受入れは、上乗せ基準告示の公布・施行後、準備が整い次第、開始を予定。

※緑字は、既存分野のうち、新たな業務区分等が追加されたもの（令和8年1月23日閣議決定）。自動車整備分野及び飲食料品製造業分野における新たな業務区分は、従前の業務区分（自動車整備及び飲食料品製造業）から切り分けたものであるが、令和9年3月31日まで従前の業務区分で受け入れる経過措置を設けることとしている。

※特定技能制度及び育成就労制度における労働者派遣は、農業分野及び漁業分野のみ認められる。

※特定技能制度における在籍型出向は、航空分野及び鉄道分野のみ認められる。

※工業製品製造業分野においては、「機械金属加工区分」、「電気電子機器組立て区分」及び「金属表面処理区分」のみ特定技能2号へ移行可。

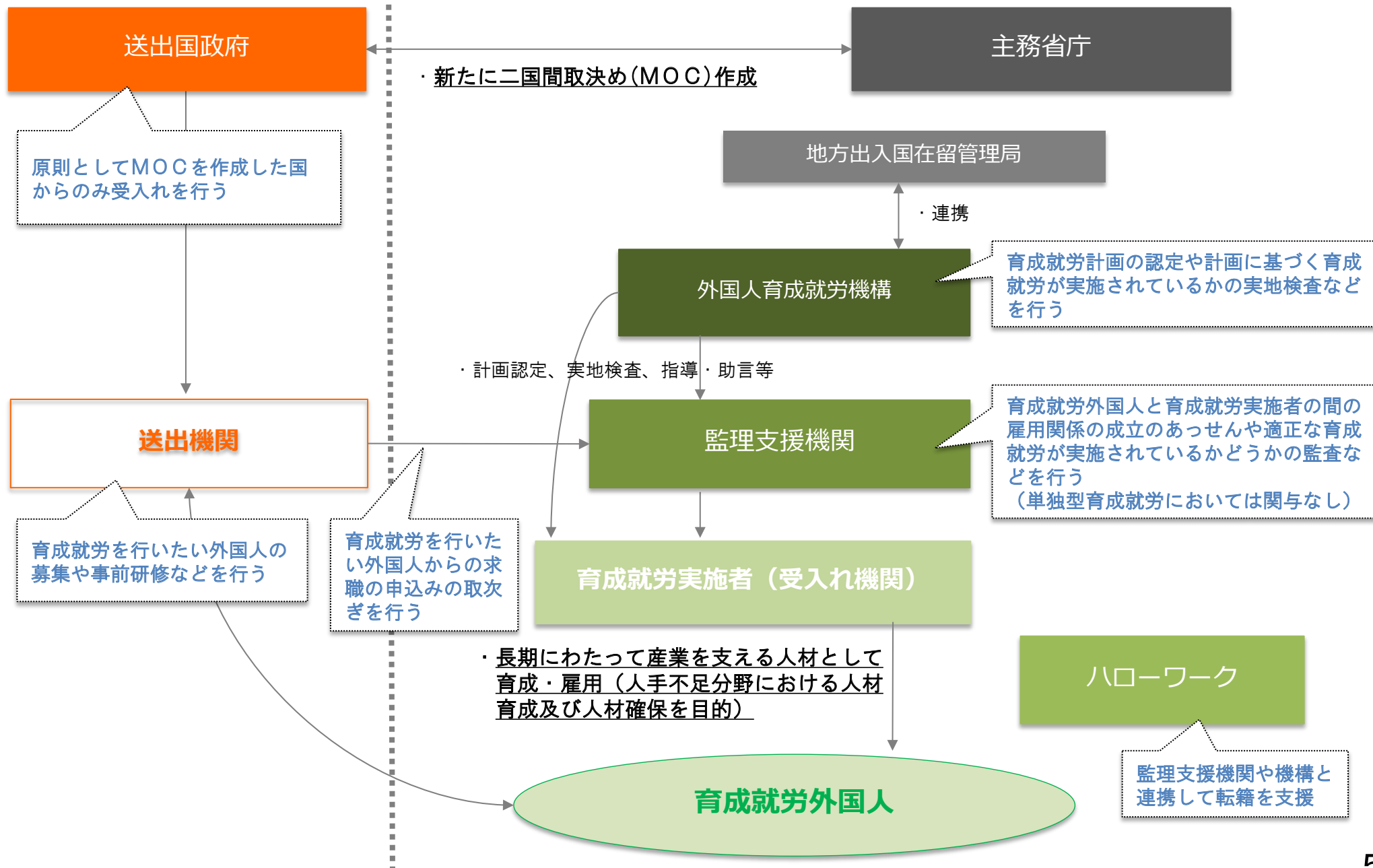
※育成就労終了時及び特定技能1号に求められる技能水準及び日本語能力水準は同等である。

【日本語能力水準について】

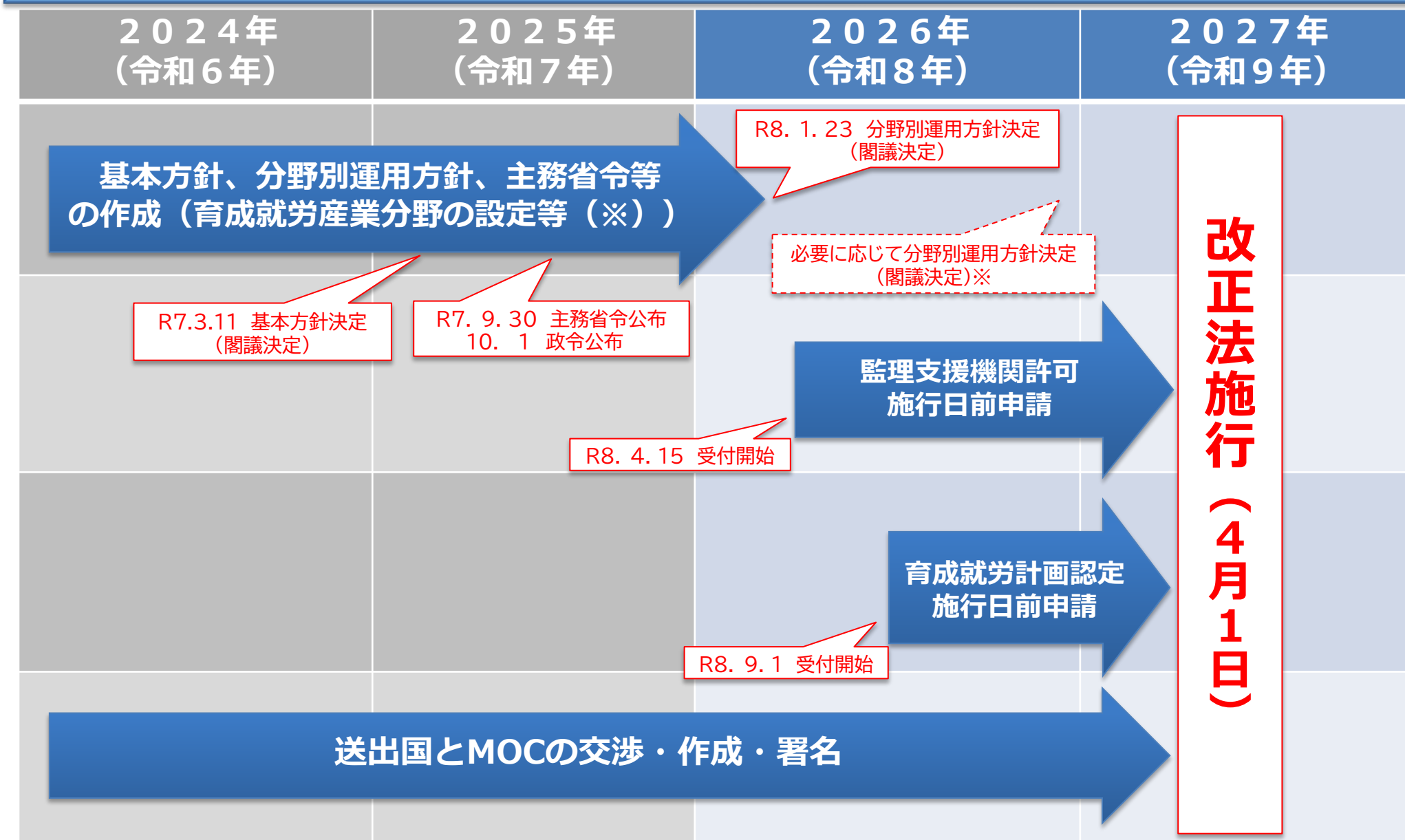
「A2.2」：日本語教育の参照枠A2相当のレベル

「A2.1」：日本語教育の参照枠A1に到達し、かつA2.2到達に向けて学習が進展しているレベル

育成就労制度の関係機関のイメージ



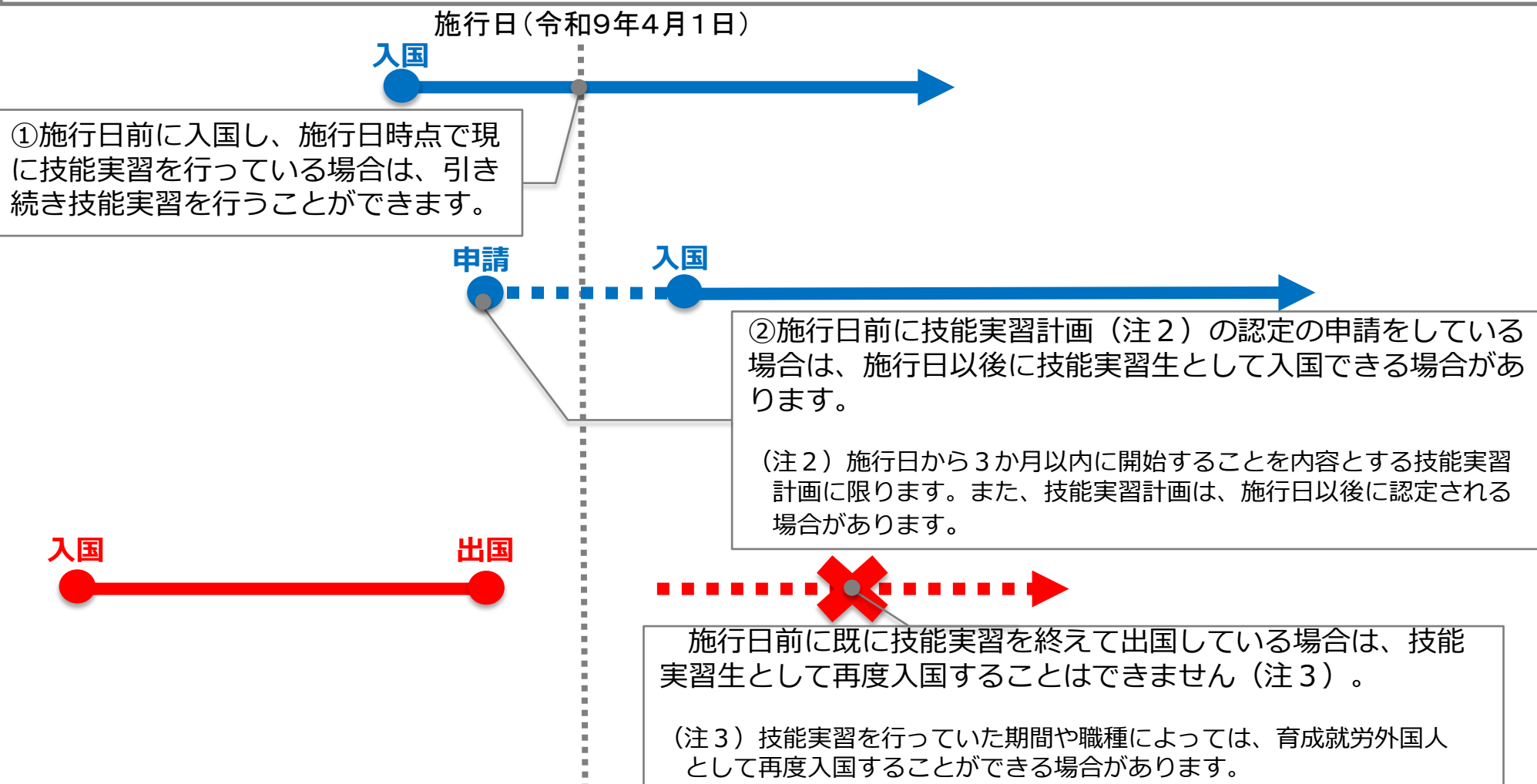
施行までのスケジュール（予定）



※ 育成就労産業分野・特定産業分野の設定（業務区分の追加等を含む）は、必要に応じて行う。

下記①又は②に該当する場合、**施行日後にも技能実習を行うことが可能**であり、要件を満たせば、**次の段階の技能実習までは引き続き行うことができます**（注1）。また、この場合には、**技能実習制度のルールが適用され、技能実習から育成就労に移行することはできません**。

（注1）施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている1号技能実習生は、施行後も2号技能実習に移行することが可能ですが、技能実習3号への移行については、施行日（令和9年4月1日）時点で技能実習を行っている2号技能実習生のうち、2号技能実習を1年以上行っている者に限られます。



参考資料

「日本語教育の参照枠」のレベル尺度（日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの）

- CEFR（ヨーロッパ言語共通参照枠）を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したもので、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。
- 日本語の学習・教授・評価を考える際に必要になる、日本語のレベルを示した全体的な尺度と、「聞く」「読む」「話す（やりとり・発表）」「書く」の言語活動別に実生活において日本語を使ってどんなことができるかを表した言語能力記述文（Can do）を示すもの。

「日本語教育の参照枠」の全体的な尺度（抜粋） 日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの			<参考>日本語能力試験（JLPT）※	<参考>日本語基礎テスト（JFT-Basic）	<参考>就労場面での「できることリスト」 【厚労省・外国人就労・定着支援事業】	<参考>英検とCEFRとの対応 （英検協会HPより）	
言語使用者 熟達した	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。	—	—	—	—	
	C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。	N1 N2 N3	—	—	1級	
言語使用者 自立した	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。		—	—	1～準1級	
	B1	仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。		—	—	準1～2級	
				N3	—		—
言語使用者 基礎段階の	A2	ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単に日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。	N4	A2.2(A2)	顧客等とのやりとり有り 不明なことがあった場合、上司等が助けてくれれば実施可能な業務	レジ打ち等の接客、配達、介護、調理 など	2～準2級
				A2.1	顧客等とのやりとり有り 限定的・定型的なやりとりで実施可能な業務	機械オペレーター顧客が少ない場所で行う商品陳列、キッチン内で行う調理業務 など	
	A1	具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。	N5	A1	顧客等とのやりとり無し 上司・同僚から簡単な指示を受けて行う単独業務	検品・袋詰め・仕分け、農作物収穫、清掃・洗濯 など	3級

各レベルについての説明は、CEFR日本語版（追補版）の訳文を基にし、CEFR補遺版を参考に一部修正を加えた。

※JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応の詳細については、ウェブサイト参照。（https://www.jlpt.jp/about/cefr_reference.html）